

# 第77回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

## 事業報告

- ・ 剰余金の配当等の決定に関する方針
- ・ 業務の適正を確保するための体制  
および当該体制の運用状況
- ・ 会社の支配に関する基本方針

## 連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

## 計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

T O A 株式会社

上記の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

## 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元の充実を経営の優先課題の一つとして位置づけております。

利益配分に関しましては、持続的な成長を目指し、事業への投資拡大を基本としながらも、財務規律のもと安定した配当の向上をはかるとともに、年間40円（中間配当20円および期末配当20円）の配当を維持することを基本として業績を加味し、連結配当性向45%を目安に決定いたします。

### 【次期の配当について】

次期の1株当たり配当金（予想）は、安定配当40円（中間配当20円および期末配当20円）に業績連動配当2円を加え、年間42円としております。

# 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社が取締役会において定めている業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムの整備に関する基本方針」）およびその運用状況は、以下のとおりであります。

## 【内部統制システムの整備に関する基本方針】

- 1) 当社およびグループ会社の取締役ならびに使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (i) 当社およびグループ会社の取締役、従業員が法令および定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行するための行動指針として、取締役会はTOAグループ企業倫理規範を制定する。また、その徹底を図るため、法務担当部門においてコンプライアンスの取組みを組織横断的に統括し、同部門を中心に教育等を行う。
  - (ii) 監査担当部門は、法務担当部門と連携のうえ、当社およびグループ会社のコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会および監査役会に報告される。
  - (iii) 法令上疑義のある行為等を当社およびグループ会社の役員、従業員等が直接通報することができるとして、内部通報窓口を設置し運営する。
  - (iv) 反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない。

## <運用状況>

- (i) 取締役会は、当社およびグループ会社の取締役、従業員の行動指針として、TOAグループ企業倫理規範を制定し、当社およびグループ会社の従業員を対象に内容についての周知・啓発を継続的に実施しております。
- (ii) 監査担当部門は、内部監査規程に基づき、法務担当部門と連携のうえ当社およびグループ会社の内部監査を実施するとともに、定期的にその監査結果を取締役会および監査役会に報告しております。
- (iii) 内部通報規程に基づき、当社およびグループ会社の役員、従業員等からの通報や相談に応じる内部通報窓口を当社グループ内外に設置し、法令違反またはそのおそれがある行為等を早期発見し、適切に対処する体制を運営しております。
- (iv) 反社会的勢力との取引関係その他一切の関係を持たないため、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」を掲載するとともに、新規取引先選定の際に事前確認を行うことにより、反社会的勢力の排除に備えております。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (i) 取締役の職務の執行に係る情報については、不正・情報漏えい防止の観点から文書管理規程および情報セキュリティ基本規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切かつ確実な保存および管理を行う。
- (ii) 取締役および監査役は、適時これらの情報を閲覧できる。

<運用状況>

- (i) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程および情報セキュリティ基本規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保管しております。
- (ii) 取締役および監査役は、必要に応じてこれらの情報を速やかに閲覧できる状態が維持されております。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) コンプライアンス、財務、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび安全保障輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部門にて、規則・ガイドラインを制定しマニュアルの整備および周知、徹底を行い、リスク管理体制を整備する。
- (ii) 事業継続に重要な影響を及ぼす可能性のある、組織横断的リスク状況の監視および不測の事態発生時における必要な措置は、代表取締役と連携のうえリスクマネジメントを担当する委員会が行う。

<運用状況>

- (i) 情報セキュリティ委員会による情報セキュリティ対策、安全保障輸出管理委員会による安全保障輸出管理およびリスクマネジメント委員会による事業継続計画(BCP)の基本方針をテーマとしたeラーニング等による教育を対象となる従業員に定期的実施しております。また、必要に応じ、それぞれの担当部門にてその他の研修の実施、規則・ガイドラインの制定および改定、マニュアルの作成および更新を行っております。
- (ii) 組織横断的リスク状況は、定期に開催するリスクマネジメント委員会が各部門およびグループ会社からの情報を集約し、監視しております。不測の事態発生時においては、重大なリスクに関しては職制の部門に伝達し、全社的対応が必要な場合は、代表取締役と連携のうえ対策本部を設置する等の措置を行うものとしております。また、事業継続計画(BCP)を策定し、大規模災害等により中核事業の継続に支障がある場合に備えて毎年訓練を実施しております。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 取締役は、経営ビジョンの実現に向けて、中期経営計画、各事業年度ごとの計画を策定し、運営および業績管理を行う。
- (ii) 取締役会を月1回定時に開催し、当社の経営方針および経営戦略、業務執行に関する重要事項についての意思決定を行う。また必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (iii) 取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確保するため、執行役員を任命し、担当する業務執行責任の範囲を定め、執行を委任する。また取締役会は、任意の指名委員会・報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬に関する客観性・透明性・公正性を確保する。
- (iv) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務執行規程で定め、職務分掌規程において職務の範囲を定める。また、業務執行規程をもとに、適正な権限委譲を行い、権限規程に基づき効率的に職務の執行が行われるよう職務執行者の責任を定める。

<運用状況>

- (i) 経営ビジョン2030の実現に向けて、2026年3月期を最終年度とする中期経営基本計画を策定しております。また、当該計画に基づき各部門における当事業年度の計画を策定し、目標達成に向けて月次ごとに進捗管理を行っております。
- (ii) 月1回および必要に応じて、当事業年度は18回、取締役会を開催し、当社およびグループ会社に関する経営課題について意思決定を行っております。各取締役の業務執行においては、四半期に一度、取締役会で報告を行い、取締役相互において監督を行っております。
- (iii) 効率的に取締役の職務を執行するため、執行役員を任命し、取締役の職務の執行を一部委任しております。また、任意の指名委員会・報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬について審議し、必要に応じて取締役会に答申することにより、客観性・透明性・公正性を確保しております。
- (iv) 業務執行規程、職務分掌規程、権限規程に基づき、担当の職務執行者の職務範囲、権限および責任を明らかにして組織的かつ効率的に業務執行を行っております。

5) 当社およびそのグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (i) TOAグループ会社管理規程に基づきグループ会社の経営管理を行い、グループ会社の取締役の職務執行について、事前協議や承認が必要な重要事項を同規程で定め、当社による決裁・報告が行われる体制を整備する。  
その他はグループ会社による意思決定により効率的に業務執行を行う体制を整備する。
- (ii) 当社はグループ会社経営において、当社に準じた損失の危険の管理に関する体制が整備されるよう指導する。グループ会社にて不測の事態が発生した場合を想定し、適切な情報が迅速に当社へ伝達される体制を整備する。
- (iii) 当社およびグループ会社における業務の適正を確保するため、当社およびグループ会社すべてに適用する行動指針、TOAグループ企業倫理規範の周知、徹底および経営基本方針を各拠点に掲示し適宜啓発活動を行う。

#### <運用状況>

- (i) グループ会社の業務については、TOAグループ会社管理規程において、当社の承認手続、または当社への報告を必要とする事項を定め、これに基づく決裁・報告が行われております。その他の業務については、グループ会社による意思決定に基づき業務執行を行い、効率性を確保しております。
  - (ii) 当社はグループ会社経営において、当社に準じた損失の危険の管理に関する体制が整備されるよう指導しており、グループ会社において不測の事態が発生した場合は、各グループ会社にて制定された規則・ガイドラインに基づいて適切な情報が迅速に当社へ伝達される体制を維持しております。
  - (iii) 当社の経営基本方針を当社およびグループ会社の拠点に掲示およびTOAグループ企業倫理規範について、グループ会社の全拠点に対し周知、徹底するため、適宜啓発活動を実施しております。また、監査計画に基づき、グループ会社に対し当該遵守状況の内部監査を実施しております。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、上記使用人の取締役からの独立性と指示の実効性の確保に関する体制
- (i) 監査役は、監査担当部門所属の従業員に対して、監査業務に必要な事項を指示することができる。
  - (ii) 監査担当部門所属の従業員は、監査役から指示された職務が発生した場合、監査役から指示された職務を優先して執行する。
  - (iii) 監査担当部門所属の従業員の人事評価については、人事評価制度規程に基づいて行い、監査役から指示された職務により不利益な取扱いを受けないものとする。

#### <運用状況>

- (i) 職務分掌規程において、監査担当部門を監査役の特命事項を担当する部門として明確にした組織体制を構築しており、監査役は必要な事項を指示しております。
- (ii) 監査役からの要請事項があれば迅速に対応できるよう、監査担当部門所属の従業員に期待する行動要件を明確にし、迅速かつ確に補助できる体制を維持しております。
- (iii) 監査担当部門所属の従業員の人事評価は、他の従業員と同様に人事評価制度規程に基づき公正に評価されております。

- 7) 当社およびグループ会社の取締役ならびに使用人が、当社の監査役に報告をするための体制と報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (i) 当社は、当社およびグループ会社の取締役または従業員が、当社の監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報窓口への通報状況およびその内容を、速やかに報告する体制を整備する。
  - (ii) 当社およびグループ会社の取締役または従業員等は、各国法令もしくは当社およびグループ会社の定款、社内規程に違反する行為、またはこれらに該当するおそれがある場合、内部通報窓口を通して、当社監査役に報告する。
  - (iii) 当社は、当社およびグループ会社の取締役または従業員等が監査役にこれらの報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

<運用状況>

- (i) 内部通報規程に基づき、当社およびグループ会社の取締役または従業員は、法令違反またはそのおそれがある行為等を発見した場合、内部通報窓口に通報ができる体制にあり、通報状況およびその内容を、内部監査の実施状況も含め、速やかに監査役会に報告する体制を維持しております。
  - (ii) 内部通報規程に基づき、当社およびグループ会社の取締役または従業員等は、各国法令もしくは当社およびグループ会社の定款、社内規程に違反する行為、またはこれらに該当するおそれがある場合、内部通報窓口を通して当社監査役に通報する体制を維持しております。なお、当事業年度において経営上重大な違法行為等に関わる通報はありませんでした。
  - (iii) 内部通報規程において、通報による不利益な取扱いを禁止し、通報者保護の体制を維持しております。
- 8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 当社は、監査役が職務を遂行するうえで必要と認めた事項ならびにその監査費用の予算について決定する。また当社は、監査役または監査役会が職務の執行と監査の実施を目的とした所要の費用についてはこれを負担するものとし、前払の請求があれば、これを承諾する。
  - (ii) 監査役は、各取締役および必要な従業員に対して個別のヒアリングを必要に応じて開催することができる。また監査役は、代表取締役社長と会計監査人それぞれとの間で、定期的に意見交換会を開催することができる。

#### <運用状況>

- ( i ) 監査役の予算については、監査の実効性を確保するため、年初の予算計画に組み込み、社内規程に基づき前払または償還等の処理が速やかに行われております。
- ( ii ) 監査役は、各取締役および各部門の従業員に対して必要に応じてヒアリングによる意見交換を実施しております。また監査役は、代表取締役社長と会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催し、監査役の実効的かつ効率的な監査業務が実施されております。

#### 9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ( i ) 当社は、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示のもと、財務報告に係る内部統制の構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保する。

#### <運用状況>

- ( i ) 当社は、法務担当部門により、財務報告に関する書類その他の情報の信頼性と適正性を確保するための体制の整備と運用の状況について、年初に作成する計画に基づいて評価を実施しております。当該評価結果等については、会計監査人ならびに当社監査役による監査および取締役会への報告を経て、法令に基づく所定の手続により、内部統制報告書として適切に開示しております。

# 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みに関する基本方針（以下「本対応方針」といいます。）を定めており、その内容等は次のとおりです。

## 1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであると考えます。従いまして、当社としては、株主の皆さまの判断に資するために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめて開示することが必要と考えます。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉することや株主の皆さまへ代替案を提示することも必要と考えます。

さらには、当社株式の大規模買付行為や買付提案の中には、次のような企業価値・株主共同の利益に資さないものもありえます。

- ①買収の目的等が企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの
- ②株主の皆さまの株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの
- ③当社取締役会や株主の皆さまが当該買付の内容を検討、判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するための必要な時間や情報を与えることなく行われるもの
- ④買付の対価の価格、買付の手法が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するような不適当なもの
- ⑤当社および当社のステークホルダーとの関係を損ねるおそれをもたらしもの など

当社は、このような大規模買付行為や買付提案を行い、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大な悪影響をもたらすおそれのある行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

## 2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の株主の皆さまに長期的に当社の株式を保有していただくために、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しています。これらの取組みは、上記1. の基本方針の実現にも資するものと考えています。

## (1) 経営基本方針および中期経営基本計画の推進による企業価値向上

当社グループでは、企業価値を「Smiles for the Public ―人々が笑顔になれる社会をつくる―」と定め、人々の集まりである「Public（社会）」に対し、「安心・信頼・感動」という価値を提供することで、人々の「Smiles（笑顔）」を実現することを目指しています。特に経営基本方針である「三つの安心（顧客が安心して使用できる商品をつくる。取引先が安心して取引きできるようにする。従業員が安心して働けるようにする。）」のもと、当社事業活動における、ESG（環境、社会、ガバナンス）を含む統合的な視野での社会的影響・責任についても適時的確に認識していけるようすべてのステークホルダーとの対話を一層深め、社会からの期待・要請に応えていくことで持続的な社会の形成に貢献してまいります。

こうした成長と成果を通じ、人々の安心・信頼・感動の価値実現のため、お客さまに選ばれる良い音体験の継続的提供を通じ、社会課題の特定、解決、改善の一連のサイクルをお客さまと共に実現してゆく頼れるパートナーとして「Dr. Sound ―社会の音を良くするプロフェッショナル集団― になる」を2030年を見据えた新たな当社の経営ビジョンとして掲げ、その実現を目指します。

ビジョン実現に向け、現在推進している本中期計画期間のうち前半の2022年3月期から2023年3月期を、加速する環境変化のスピードに適応できる組織に変革し収益力と競争力を高め、新たな成長基盤の足掛かりを築くためのフェーズと位置づけ、体質強化と成長分野となる新たな音の価値の探索と創造を推進してきました。

2024年3月期から2026年3月期においては、これら取組みの成果を最大限に発揮し、付加価値をより拡大させ、収益基盤を強化し、新成長分野の探索と創造を通じて成長を加速させてまいります。また、一連の取組みを加速させるために、デジタルシフト推進と人材育成に注力してまいります。

そして、ビジョン実現を通じてサステナビリティへの取組みを推進してまいります。当社は創業以来、企業目的および経営基本方針「三つの安心」を定め、かかる経営理念のもと、企業価値「Smiles for the Public ―人々が笑顔になれる社会をつくる―」の実現を目指しています。SDGsをはじめ、全世界が持続可能な社会へ向けて取組みを加速させる中、当社の果たすべき役割・責任は更に大きくなるものと認識しております。本中期計画においても、当社はこれまでの取組みを進化させながら、社会課題解決に向けた新たな価値をお客さまと共に生み出し続け、「社会の音を良くする」活動を通じて、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

### [主な取組み]

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| ○社会課題解決に向けたソリューション | ○安全・安心なモノ・コトづくり |
| ○従業員の安心づくり         | ○地域社会との共生       |
| ○コーポレート・ガバナンス      |                 |

[詳細]

- ・中期経営基本計画策定のお知らせ

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/6809/tdnet/2112704/00.pdf>

- ・中期経営基本計画 フェーズ2開始のお知らせ

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/6809/tdnet/2269186/00.pdf>

以上のとおり、当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験ならびに国内外の株主・顧客・取引先・従業員等、すべてのステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を維持し促進することが重要な要素になります。

## (2) コーポレート・ガバナンスの強化に関する取組み状況

当社グループでは、株主・顧客・取引先・従業員等、すべてのステークホルダーに対して、遵法性が確保された健全かつ透明性の高い企業経営を実践することにより、長期的・継続的に企業価値を増大させることを経営上のもっとも重要で恒久的な課題のひとつとして位置付けています。また、コーポレート・ガバナンスの更なる強化のため、各ステークホルダーへのアカウンタビリティ（説明責任）の重視と充実、迅速かつ適切なディスクロージャー（情報開示）等の実践を積極的に取組んでいくことで、企業価値向上に資するものと考えております。

## 3. 本対応方針の内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

### (1) 大規模買付ルール必要性

本対応方針は、上記1.の基本方針に記載した会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして継続するものです。

本対応方針を運用するにあたっては、当社は、大規模買付行為が行われた際には、株主の皆さまが適切な判断に必要な情報や時間を確保していただくことや、大規模買付者と交渉を行うことが、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えております。そのため、当社は、大規模買付行為や買付提案を行う際の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。この大規模買付ルールは、株主の皆さまに対し、大規模買付行為や買付提案に応じるか否かについて適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保していただくものであり、当社株主共同の利益に資するものと考えます。

## (2) 本対応方針継続の目的

本対応方針は、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、もしくは結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為、またはそれらの提案（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下、かかる買付行為またはそれらの提案を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）について、株主の皆さまに必要なかつ十分な情報を提供するとともに、必要に応じて対抗措置を発動する等、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう、大規模買付行為に対する適宜かつ適切な対応を行うことを目的としています。

注１：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）ならびに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下「準共同保有者」といいます。）

または、

- (ii) 当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。以下同じとします。）を意味します。

注２：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注１の（i）記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（ただし、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）

または、

- (ii) 特定株主グループが、注１の（ii）記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23

第4項に規定するものをいいます。) および総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

#### 4. 大規模買付ルールの内容

##### (1) 大規模買付ルールの骨子

当社取締役会が設定する大規模買付ルールの骨子は、[1]大規模買付者は、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して予定する大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供し、[2]当社取締役会は、一定の評価期間内に当該大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をまとめて公表し、[3]大規模買付者は、[1][2]の手続後に大規模買付行為を開始する、というものです。具体的な内容は、以下のとおりです。

##### (2) 情報の提供

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、当社代表取締役に対して、以下の内容等を日本語で記載した書面を提出していただきます。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要
- ⑥本対応方針に定められた大規模買付ルールに従う旨の意向表明書

当社取締役会は、上記①から⑥までのすべてが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、株主の皆さまの判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを当該大規模買付者に交付します。大規模買付者には、当社取締役会に対して、本必要情報を提供していただきます。本必要情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容等によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループ(共同保有者、準共同保有者、特別関係者および(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の概要(大規模買付者の事業内容、資本構成、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ②大規模買付行為の目的および内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。)

- ③当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤当社グループの株主・顧客・取引先・従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑥その他個別具体的な事案において、当該大規模買付行為に対する株主の皆さまの諾否の判断および当社取締役会の意見形成に必要な情報

当社取締役会は、本必要情報として提供された情報が十分と認められた場合、その旨を公表します。また、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

なお、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、情報提供を要請する都度、大規模買付者の回答期限を設定するものとし、情報提供を要請した日から60日以内に本必要情報の提供を完了していただくこととします。もっとも、本必要情報の具体的な内容は、大規模買付行為の内容および規模によって異なることもあるため、当社取締役会は、大規模買付行為の内容および規模ならびに本必要情報の具体的な提供状況を考慮し、独立委員会の勧告に基づき、当該期間を最長30日間延長できるものとし、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆さまが適切な判断に必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

### （3）取締役会による評価と意見の公表

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対する本必要情報の提供を完了した後、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または最大90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設け、その取締役会評価期間を公表し、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会（下記（4））に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言および監査役の意見等を求めることができることとし、これらの意見等を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討します。独立委員会から勧告があった場合には、これに従うものとし、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめて公表します（ただし、勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反すると判断する場合を除きます。以下同じとします。）。

なお、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または、当社取締役会として株主の皆さまに対し、代替案を提示することもあります。

#### (4) 独立委員会の設置

本対応方針において、次の内容に関して判断するにあたり、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会（注3）を設置します。

- ①大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲の決定
- ②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かの認定
- ③大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かの認定
- ④対抗措置の要否およびその内容の決定等

当社取締役会は、かかる独立委員会に対して上記の内容を必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について審議し、当社取締役会に対してその意見を勧告することとします。独立委員会は、その勧告の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、当社取締役会から独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。また、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、または必要な情報について説明を求めることができるものとします。

独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討したうえで、当社取締役会に対し、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会のかかる勧告に従うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告の内容を公表することとし、また、かかる勧告に従うことによって、独立委員会が取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。

##### 注3：独立委員会

独立委員会は、当社取締役会から独立した第三者機関として、本対応方針が取締役の保身のために利用されることがないように監視するとともに、企業価値・株主共同の利益を損なう買収を抑止するという働きを担います。独立委員会は、当社社外取締役・当社社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等、3名以上の独立委員で構成されます。

#### (5) 情報開示の必要性

当社は、平素より、当社株式の適正な価値を株主および投資家の皆さまにご理解いただくよう努めておりますものの、突然の大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提案が当社の企業価値・株主共同の利益を高めるものか、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等、大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆さまに短期

間のうちに適切に判断していただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠と考えます。

さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆さまにとっても、大規模買付行為が当社グループに与える影響や当社グループの株主・顧客・取引先・従業員等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、大規模買付者の提案が当社の企業価値・株主共同の利益を高めるものか否かを考慮し、継続保有の是非を検討していただくうえで重要な判断材料になると考えます。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのか、より当社の企業価値・株主共同の利益を高める代替案がありうるかといった点も、株主の皆さまにとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、まず、大規模買付者が事前に、株主の皆さまが適切な判断に必要なかつ十分な大規模買付行為に関する情報を提供すべきであると考えます。また、当社取締役会も、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、後述の独立委員会の勧告や外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成して公表いたします。さらに、当社取締役会が必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆さまに対する代替案の提示を行うこともあります。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆さまは、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案に対する諾否を検討すること（もし代替案が当社取締役会から提示された場合には、大規模買付者の提案と代替案との優劣を検討すること）が可能となり、大規模買付者の提案に対する最終的な諾否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の取得と検討の機会を得られることとなります。

## 5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、対抗措置の発動を決定した後に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する旨を表明した場合は、対抗措置の発動を取り消します。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの認定および対抗措置の発動の適否・内容については、外部専門家等の助言および監査役の意見も参考にしたうえで、独立委員会の勧告に従うものとし、当社取締役会が決定します。

## (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

### ①大規模買付行為に対する取締役会の意見表明

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報を総合的に考慮・検討した結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資すると判断したときは、その旨の意見を表明します。他方、当該大規模買付行為に疑義や問題点があると考えたときは、大規模買付者の買付提案について反対意見を表明し、または、代替案を提案します。これらの場合には、当社取締役会は、株主の皆さまに対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただくにとどめ、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

### ②大規模買付ルールを遵守した場合の対抗措置および発動要件

大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときに限り、株主総会において株主の皆さまに承認を得たうえで、株主の皆さまの利益を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として、無償割当てによる新株予約権を発行することができるものとします。

具体的には、以下のアおよびイの類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと判断します。かかる場合の判断においては、外部専門家等および監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討したうえ、独立委員会の勧告に従うものとします。また、当社取締役会は、対抗措置を発動するに際し、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、株主総会を招集し、対抗措置に関する株主の皆さまの意思を確認するものとします。かかる株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）において、出席株主の議決権の過半数の賛同が得られなければ、対抗措置の発動は行いません。その場合、大規模買付者は、株主の皆さまの意思を確認し、対抗措置の発動・不発動が決定されるまで、大規模買付行為は開始できないものとします。

ア 次の（i）から（iv）までに掲げる行為等により企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

- （i）当社株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- （ii）会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
- （iii）会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

- (iv) 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- イ 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

## 6. 株主・投資家に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社の企業価値・株主共同の利益の維持・向上の観点から、株主の皆さまに対し、大規模買付行為に対する諾否をご判断いただくために必要な情報や現に当社の経営を担っている当社取締役会の当該大規模買付行為に対する意見を提供し、さらには、株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、株主の皆さまは、適切かつ十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切かつ合理的な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆さまが適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記5．において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の本対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

上記5．（1）にて記載した大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、または、上記5．（2）②にて記載した大規模買付ルールを遵守しているものの当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合は原則として株主意思確認総会を経たうえで、当社取締役会は企業価値・株主共同の利益を守ることを目的とし、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置を発動することがあります。

対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆さま（大規模買付ルールに違反した大規模買付者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当該大規模買付者についても、新株予約権の無償割当ておよび当社取締役会の承認する第三者への譲渡は認められておりますので、経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを

決定した場合には、法令および当社株式が上場している証券取引所の規則に従って適時適切に開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施した場合には、株主の皆さま（大規模買付ルールに違反した大規模買付者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、株主名簿への記載または記録が未了の株主の皆さまに関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の無償割当ての基準日までに、株主名簿への記載または記録を完了していただく必要があります。

さらに、新株予約権の無償割当ての基準日以後においても、例えば、大規模買付者が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、または当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、その旨の情報を公表します。

また、本新株予約権の無償割当ての中止、または本新株予約権の取得を行った場合には、1株当たりの株式の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った株主および投資家の皆さまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

## 7. 大規模買付ルールの有効期限等

本対応方針の有効期限は、株主の皆さまにご承認をいただいた第75回定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとしております。本対応方針が有効期限を迎える定時株主総会において、本対応方針の継続について株主の皆さまのご承認が得られた場合は、同株主総会の日から3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時まで3年間有効期間が延長されるものとし、以後も同様とします。もし承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されることとなります。また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本対応方針を随時見直していく所存です。

本対応方針はその有効期間中であっても、当社の株主総会または取締役会で本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。従って、本対応方針は株主の皆さまのご意向により、これを廃止させることができます。

なお、当社取締役会は、本対応方針の有効期間中であっても、独立委員会の勧告に従い、本対応方針を修正または廃止する場合があります。本対応方針を修正または廃止することを

決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。

## 8. 本対応方針の合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえた内容となっており、合理性を有するものです。

### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記1. にて記載したとおり、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保することや株主の皆さまのために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

### (3) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、株主の皆さまのご意思を確認させていただくため、2008年6月27日開催の第60回定時株主総会において、承認可決されており、その後も、3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会ごとに、継続の可否について承認を得るものとします。また、本対応方針は、上記7. にて記載したとおり、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により廃止することが可能です。このように、本対応方針には、株主の皆さまのご意思が十分に反映されることとなっております。

### (4) 合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、上記5. (2) にて記載したとおり、原則として、株主意思確認総会を経ることにより、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが最終的には株主の皆さまの判断に委ねられるべきものとしており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本対応方針は取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針の導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆さまのために、対抗措置の発動および本対応方針の廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、上記4. (4)に記載したとおり、独立委員会が、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価・検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はこれに従ったうえで、原則として、株主意思確認総会の開催を行うこととします。このように、独立委員会によって取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記7.に記載したとおり、本対応方針は、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |       |        |        |        |
|-------------------------|---------|-------|--------|--------|--------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式   | 株主資本合計 |
| 当期首残高                   | 5,279   | 5,048 | 32,863 | △3,679 | 39,512 |
| 当期変動額                   |         |       |        |        |        |
| 剰余金の配当                  |         |       | △1,202 |        | △1,202 |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |         |       | 2,364  |        | 2,364  |
| 自己株式の取得                 |         |       |        | △0     | △0     |
| 自己株式の処分                 |         | 2     |        | 12     | 14     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |       |        |        |        |
| 当期変動額合計                 | －       | 2     | 1,162  | 12     | 1,176  |
| 当期末残高                   | 5,279   | 5,051 | 34,025 | △3,666 | 40,690 |

|                         | その他の包括利益累計額      |              |                  |                       | 非支配<br>株主持分 | 純資産<br>合計 |
|-------------------------|------------------|--------------|------------------|-----------------------|-------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括<br>利益累計額<br>合計 |             |           |
| 当期首残高                   | 4,807            | 2,321        | △58              | 7,070                 | 2,655       | 49,239    |
| 当期変動額                   |                  |              |                  |                       |             |           |
| 剰余金の配当                  |                  |              |                  |                       |             | △1,202    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |                  |              |                  |                       |             | 2,364     |
| 自己株式の取得                 |                  |              |                  |                       |             | △0        |
| 自己株式の処分                 |                  |              |                  |                       |             | 14        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 513              | 1,341        | △107             | 1,748                 | 421         | 2,169     |
| 当期変動額合計                 | 513              | 1,341        | △107             | 1,748                 | 421         | 3,346     |
| 当期末残高                   | 5,320            | 3,663        | △165             | 8,818                 | 3,077       | 52,586    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 注 記 表

## [連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 26社

主要な連結子会社の名称

(国内) アコース(株)、タケックス(株)、

TOAエンジニアリング(株)、(株)ジーベック

(海外) TOA ELECTRONICS, INC. [米国]、TOA Communication Systems, Inc. [米国]

TOA CANADA CORPORATION [カナダ]、TOA CORPORATION (UK) LIMITED [英国]

TOA Electronics Europe G.m.b.H. [ドイツ]、PA-Vox Holding B.V. [オランダ]

TOA ELECTRONICS SOUTHERN AFRICA (PROPRIETARY) LIMITED [南アフリカ共和国]

TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION [台湾]、TOA (HONG KONG) LIMITED [香港]

TOA (CHINA) LIMITED. [中国]、TOA Electronics (Thailand) Co., Ltd. [タイ]

TOA ELECTRONICS PTE LTD [シンガポール]、TOA ELECTRONICS (M) SDN. BHD. [マレーシア]

PT. TOA GALVA PRIMA KARYA [インドネシア]、PT. TOA GALVA INDUSTRIES. [インドネシア]

TOA ELECTRONICS VIETNAM COMPANY LIMITED [ベトナム]

TOA VIETNAM CO., LTD. [ベトナム]、得洋電子工業股份有限公司 [台湾]

当連結会計年度より、PA-Vox Holding B.V. の株式取得に伴い、同社とその連結子会社3社を連結の範囲に含めております。

#### (2) 主要な非連結子会社

非連結子会社 (TOA ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED、(株)otonoha) は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用会社

TOA SPON LIMITED [中国]を持分法適用会社としております。

#### (2) 持分法を適用していない非連結子会社

持分法を適用していない非連結子会社 (TOA ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED、(株)otonoha) は、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

TOA SPON LIMITED [中国]は決算日が12月末日であり、連結決算日と異なるため、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は在外子会社22社で、いずれも決算日は12月末日であります。連結計算書類の作成に当っては、それぞれの決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な連結会社間取引について連結決算上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株： 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法に式等以外のものより算定）

市場価格のない株： 移動平均法による原価法  
式 等

###### ②デリバティブ取引により生じる債権及び債務

： 時価法

###### ③棚卸資産

評価基準は、当社及び国内連結子会社においては原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、在外連結子会社においては低価法によっております。

商品（在外販売子会社）： 主として移動平均法

製 品： 主として月次総平均法

仕掛品及び原材料： 総平均法（ただし、一部仕掛品については個別法、一部原材料については最終仕入原価法）

貯 蔵 品： 最終仕入原価法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）： 定率法（ただし、当社及び国内連結子会社の建物・建物附属設備、2016年4月1日以後に取得した構築物、在外連結子会社については定額法）

②無形固定資産（リース資産を除く）： 定額法

③リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

リース取引に係るリース資産)

なお、国際財務報告基準を適用している在外連結子会社については、国際財務報告基準第16号「リース」（IFRS第16号）を適用しております。これにより、借手のリース取引は原則として全てのリースについて資産及び負債を計上することとしており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

①貸 倒 引 当 金： 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞 与 引 当 金： 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、主に支給見込額基準により計上しております。

③製品保証引当金： 製品の無償修理費用に備えるため、過去の実績に基づき、将来発生する修理費用の見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る資産及び負債の計上基準

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

なお、国内連結子会社及び在外連結子会社の一部については、小規模企業における簡便法を採用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

音響関連、映像関連、鉄道車両関連の商品及び製品の販売については、顧客との販売契約や貿易取引条件に基づいた引き渡しにより支配が移転する取引であるため、商品及び製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。）第98項の取扱いに従って、当該国内の販売については、当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。また、鉄道車両関連製品の販売における一部の契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

据付工事やエンジニアリング、サービス等の役務については、役務提供の完了により支配が移転する取引であるため、役務提供が完了した時点で収益を認識しております。一部のサービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で、均等償却しております。

**【会計方針の変更に関する注記】**

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更が連結計算書類に与える影響はありません。

# [連結貸借対照表に関する注記]

## 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

### 担保資産

定期預金10百万円を海外取引履行保証の担保に供しております。

## 2. 有形固定資産の減価償却累計額 13,391百万円

## 3. 契約負債

契約負債については、流動負債の「その他」に計上しております。契約負債の金額は、「[収益認識に関する注記] 3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 (1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

# [連結株主資本等変動計算書に関する注記]

## 1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 34,136,635株

## 2. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

## 3. 剰余金の配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当金総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2024年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 601            | 20.00           | 2024年<br>3月31日 | 2024年<br>6月27日 |
| 2024年11月1日<br>取締役会   | 普通株式  | 601            | 20.00           | 2024年<br>9月30日 | 2024年<br>12月3日 |

### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2025年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 601            | 20.00           | 2025年<br>3月31日 | 2025年<br>6月26日 |

## [金融商品に関する注記]

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については基本的に銀行借入による方針であります。

受取手形、売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信対策報告システムに沿って、取引相手ごとの期日管理及び残高管理を行うことで、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金の支払期日は、1年以内であります。

なお、外貨建て営業債権債務は為替の変動リスクにさらされており、これを回避する目的で、一部デリバティブ取引（先物為替予約取引）を行っております。

デリバティブ取引については、リスク管理方針により投機的な取引は行わない方針であります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額457百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

また、現金及び預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

|                       | 連結貸借対照表<br>計上額（※1） | 時価（※1） | 差額 |
|-----------------------|--------------------|--------|----|
| (1) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 8,546              | 8,546  | －  |
| (2) デリバティブ取引（※2）      | 0                  | 0      | －  |

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットにより算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：百万円)

| 区分                      | 時価    |      |      |       |
|-------------------------|-------|------|------|-------|
|                         | レベル1  | レベル2 | レベル3 | 合計    |
| 投資有価証券<br>その他有価証券<br>株式 | 8,546 | —    | —    | 8,546 |
| デリバティブ取引<br>通貨関連        | —     | 0    | —    | 0     |
| 資産計                     | 8,546 | 0    | —    | 8,546 |

#### (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

該当事項はありません。

#### (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

##### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

##### デリバティブ取引

店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## [収益認識に関する注記]

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

|                           | 報告セグメント |                |                |       |         | 合計     |
|---------------------------|---------|----------------|----------------|-------|---------|--------|
|                           | 日本      | アジア・<br>パシフィック | 欧州・中東・<br>アフリカ | アメリカ  | 中国・東アジア |        |
| 一時点で移転される財<br>及びサービス      | 29,071  | 9,994          | 6,476          | 2,706 | 1,830   | 50,080 |
| 一定の期間にわたり移転<br>される財及びサービス | 473     | —              | 55             | —     | —       | 529    |
| 顧客との契約から生じ<br>る収益         | 29,545  | 9,994          | 6,532          | 2,706 | 1,830   | 50,610 |
| その他の収益                    | 16      | —              | —              | —     | —       | 16     |
| 外部顧客への売上                  | 29,562  | 9,994          | 6,532          | 2,706 | 1,830   | 50,626 |

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に  
関する注記) 4. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

### 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結 会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額 及び時期に関する情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

|               | 当連結会計年度 |        |
|---------------|---------|--------|
|               | 期首残高    | 期末残高   |
| 顧客との契約から生じる債権 | 9,564   | 10,203 |
| 契約資産          | 912     | 406    |
| 契約負債          | 357     | 426    |

契約資産は、主に商品及び製品の販売や役務提供について期末日時点で充足した、もしくは進捗度  
に基づき充足しているが、顧客との契約に基づき未請求の履行義務にかかる対価に対する、当社及び  
連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が

契約に従い無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、商品及び製品の引き渡し時または役務提供完了時、もしくは一定の期間にわたり収益を認識する販売契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、181百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末において1,436百万円であります。当該履行義務は商品及び製品の販売や役務の提供に関するものであり、主として1年から2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

**[1 株当たり情報に関する注記]**

|             |           |
|-------------|-----------|
| 1 株当たり純資産額  | 1,646円47銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 78円66銭    |

**[重要な後発事象に関する注記]**

該当事項はありません。

(注) 連結注記表における記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |       |          |         |       |          |         |         |
|-------------------------|---------|-------|----------|---------|-------|----------|---------|---------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金 |          |         | 利益剰余金 |          |         |         |
|                         |         | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 |         | 利益剰余金合計 |
|                         |         |       |          |         |       | 別途積立金    | 繰越利益剰余金 |         |
| 当期首残高                   | 5,279   | 6,808 | 3        | 6,812   | 679   | 2,930    | 15,802  | 19,412  |
| 当期変動額                   |         |       |          |         |       |          |         |         |
| 剰余金の配当                  |         |       |          |         |       |          | △1,202  | △1,202  |
| 当期純利益                   |         |       |          |         |       |          | 2,346   | 2,346   |
| 自己株式の取得                 |         |       |          |         |       |          |         |         |
| 自己株式の処分                 |         |       | 2        | 2       |       |          |         |         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |       |          |         |       |          |         |         |
| 当期変動額合計                 | －       | －     | 2        | 2       | －     | －        | 1,143   | 1,143   |
| 当期末残高                   | 5,279   | 6,808 | 6        | 6,814   | 679   | 2,930    | 16,946  | 20,556  |

|                         | 株主資本   |            | 評価・換算差額等             |                | 純資産<br>合計 |
|-------------------------|--------|------------|----------------------|----------------|-----------|
|                         | 自己株式   | 株主資本<br>合計 | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 当期首残高                   | △3,679 | 27,825     | 4,807                | 4,807          | 32,632    |
| 当期変動額                   |        |            |                      |                |           |
| 剰余金の配当                  |        | △1,202     |                      |                | △1,202    |
| 当期純利益                   |        | 2,346      |                      |                | 2,346     |
| 自己株式の取得                 | △0     | △0         |                      |                | △0        |
| 自己株式の処分                 | 12     | 14         |                      |                | 14        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |        |            | 513                  | 513            | 513       |
| 当期変動額合計                 | 12     | 1,158      | 513                  | 513            | 1,671     |
| 当期末残高                   | △3,666 | 28,984     | 5,320                | 5,320          | 34,304    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### [重要な会計方針に係る事項に関する注記]

#### 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

子 会 社 株 式：移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による等以外のも り算定）

市場価格のない株：移動平均法による原価法

式 等

##### (2) 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製 品：月次総平均法

仕 掛 品：個別法

原 材 料：総平均法（ただし、一部原材料については最終仕入原価法）

貯 蔵 品：最終仕入原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備含む)：定額法

建 物 以 外：定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した構築物については定額法）

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)：定額法

##### (3) リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法 リース取引に係るリース資産)

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸 倒 引 当 金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 製 品 保 証 引 当 金：製品の無償修理費用に備えるため、過去の実績に基づき、将来発生する修理費用の見積額を計上しております。

##### (3) 退 職 給 付 引 当 金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

###### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. 収益及び費用の計上基準

音響関連、映像関連、鉄道車両関連の製品の販売については、顧客との販売契約や貿易取引条件に基づいた引き渡しにより支配が移転する取引であるため、製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。）第98項の取扱いに従って、当該国内の販売については、当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

据付工事やエンジニアリング、サービス等の役務については、役務提供の完了により支配が移転する取引であるため、役務提供が完了した時点で収益を認識しております。一部のサービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

**[会計方針の変更に関する注記]**

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更が計算書類に与える影響はありません。

**[貸借対照表に関する注記]**

|                       |          |
|-----------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額     | 5,955百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |          |
| 短期金銭債権                | 2,245百万円 |
| 短期金銭債務                | 1,671百万円 |

**[損益計算書に関する注記]**

|            |           |
|------------|-----------|
| 関係会社との取引高  |           |
| 売上高        | 8,797百万円  |
| 仕入高等       | 18,951百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 641百万円    |

**[株主資本等変動計算書に関する注記]**

|                        |            |
|------------------------|------------|
| 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 |            |
| 普通株式                   | 4,066,689株 |

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|           |          |
|-----------|----------|
| (繰延税金資産)  |          |
| 棚卸資産      | 124百万円   |
| 未払事業税額    | 41百万円    |
| 未払費用      | 116百万円   |
| 製品保証引当金   | 3百万円     |
| 貸倒引当金     | 9百万円     |
| 退職給付引当金   | 741百万円   |
| 資産除去債務    | 10百万円    |
| ソフトウェア    | 48百万円    |
| 関係会社株式評価損 | 93百万円    |
| その他       | 20百万円    |
| 繰延税金資産 小計 | 1,209百万円 |
| 評価性引当額    | △104百万円  |
| 繰延税金資産 合計 | 1,104百万円 |

|              |          |
|--------------|----------|
| (繰延税金負債)     |          |
| その他有価証券評価差額金 | 2,308百万円 |
| その他          | 204百万円   |
| 繰延税金負債 合計    | 2,512百万円 |
| 繰延税金負債の純額    | 1,407百万円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主な項目別の内訳

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 国内の法定実効税率         | 30.6% |
| (調整)              |       |
| 永久に損金に算入されない項目    | 1.6%  |
| 永久に益金に算入されない項目    | △6.7% |
| 住民税均等割額           | 1.6%  |
| 試験研究費等特別控除        | △9.0% |
| 評価性引当額の増減         | 0.0%  |
| その他               | 0.1%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 18.2% |

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は48百万円増加し、法人税等調整額が16百万円減少し、その他有価証券評価差額金が65百万円減少しております。

# [関連当事者との取引に関する注記]

## (1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 属性  | 会社等の名称                                   | 議決権等の<br>所有割合 | 関連当事者<br>との関係  | 取引の内容                            | 取引金<br>額 | 科目  | 期末残<br>高 |
|-----|------------------------------------------|---------------|----------------|----------------------------------|----------|-----|----------|
| 子会社 | アコース(株)                                  | 所有<br>直接 100% | 当社仕入先          | 音 響 機 器 の 仕 入                    | 5,108    | 買掛金 | 571      |
|     | TOA エン ジ ニ<br>アリング(株)                    | 所有<br>直接 100% | 当社仕入先<br>当社販売先 | 音 響 ・ 映 像 機 器 の<br>エンジニアリングおよび施工 | 2,226    | 買掛金 | 446      |
|     | PT.TOA<br>GALVA<br>INDUSTRIES.           | 所有<br>直接 49%  | 当社仕入先          | 音 響 機 器 の 仕 入                    | 4,273    | 買掛金 | 247      |
|     | TOA<br>ELECTRONICS<br>PTE LTD            | 所有<br>直接 100% | 当社販売先          | 音 響 機 器 の 販 売                    | 2,755    | 売掛金 | 501      |
|     | TOA<br>Electronics<br>Europe<br>G.m.b.H. | 所有<br>直接 100% | 当社販売先          | 音 響 機 器 の 販 売                    | 2,558    | 売掛金 | 639      |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 仕入価格については、市場価格から算定した価格及び子会社から提示された総原価を検討のうえ決定しております。
2. 販売価格については、市場価格から算定して当社が希望価格を提示し、価格交渉のうえ決定しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

## (2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

| 属性                | 会社等の<br>名称又は氏名 | 議決権等の<br>所有割合  | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容       | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-------------------|----------------|----------------|---------------|-------------|------|----|------|
| 役員及<br>びその<br>近親者 | 井谷 憲次          | 所有<br>直接 4.57% | 当社取締役<br>会長   | 寄 付 金 の 受 取 | 50   | —  | —    |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等：取締役会決議のうえ決定しております。

# [収益認識に関する注記]

収益を理解するための基礎となる情報は、「[重要な会計方針に係る事項に関する注記] 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## [1 株当たり情報に関する注記]

1 株当たり純資産額 1,140円84銭

1 株当たり当期純利益 78円04銭

**[重要な後発事象に関する注記]**

該当事項はありません。

(注) 個別注記表における記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。